

## 米国 Google ブック検索訴訟の和解が持つ意味

2009.04.08

山本 隆司

「米国 Google ブック検索訴訟」は「集団訴訟」ですので、日本にいるあなたも、その訴訟における判決や和解に拘束される可能性があります。

### 1. 米国 Google ブック検索訴訟

この訴訟は、Google が 2004 年から行っていた「Google ブック検索」（提携した図書館に収蔵する書籍などをデジタル化してデータベースを作成し、検索を可能にするもの）というサービスについて、2005 年に米国作家協会（Authors Guild）などが、著作権侵害に当たるなどと主張して、ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所に提起した集団訴訟（05 CV 8136）です。

2008 年 10 月 28 日に当事者間で和解が成立しています。現在、集団訴訟の構成員に対する通知および構成員による和解からの除外の期間（2009 年 5 月 4 日が期限）・異議申し立ての期間（2009 年 5 月 5 日が期限）の最中です。今夏にも裁判所の許可を受けて和解が発効する見込みです。

### 2. 米国における集団訴訟の制度

集団訴訟（class action）の制度は、同様の被害に遭っているなど同じ利害関係の人が大勢いる場合に、その集団中の一部の人が訴訟を提起して、訴訟の結果をその集団に属する人全体に及ぼすことのできる訴訟形態です。ここで言う「集団」とは、その構成員が自発的に一つのグループを結成している場合に限られません。同様の被害に遭っているなど同じ立場の人が大勢いる場合において、同じ利害関係と分類されるかぎり、「集団」に当たります。したがって、あなたは、あなたにその「集団」に属する意思がなくても、同じ利害関係と分類されるかぎりその集団訴訟上、「集団」の構成員です。

米国 Google ブック検索訴訟では、書籍に対して米国法上著作権を保有している人全員が「集団」としての分類です。日本と同様に米国もベルヌ条約に加盟していますので、日本でしか出版されていない書籍であっても、その著作者は、日本の著作権法に基づいて著作権を保有しているのみならず、米国の著作権法に基づいても著作権を保有しています。したがって、日本でしか出版されていない書籍の著作者または著作権者であっても、ほとんどの場合、米国 Google ブック検索訴訟の当事者です。

### 3. 和解の内容

#### (1) 和解の当事者となる者

「2009年1月5日以前にベルヌ条約締約国内で最初に出版された書籍および挿入物につき、米国著作権を有するすべての者」が、米国 Google ブック検索訴訟の当事者である「集団」の構成員であり、和解の当事者となる者です。日本人が日本のみで出版した書籍であっても、基本的にその著作権者は米国において著作権を有するため、本件訴訟の和解の当事者となります。

#### (2) 和解の対象となる著作物

2009年1月5日以前にベルヌ条約締約国内で最初に出版された書籍および挿入物（以下併せて「書籍等」と言います）が和解の対象です。

ここでの書籍とは、著作権者の許諾を受けて出版されたものをいいます。ただし、定期刊行物（雑誌、新聞等）、個人の論文（出版されていない日記等）、楽譜等は含みません。

また、ここでの挿入物とは、書籍とは独立してそれ自体が著作権の対象となるものであって、書籍に挿入された図表など一定のものであります。

#### (3) 和解の内容

##### ① 和解金の支払い

Google は、Google が 2009 年 5 月 4 日以前にデジタル化した書籍等については、著作権者に対して、和解金として、スキャンされた回数にかかわらず、書籍 1 冊につき最低で 60 ドル、挿入物の場合、最低で 15 ドル（完全挿入）または 5 ドル（部分挿入）を支払います。

権利者が和解金の支払いを受けるには、2010 年 1 月 5 日以前に所定の様式で和解金を請求する必要があります。

##### ② Google による利用権

Google は、書籍等を、(i)デジタル化し、(ii)データベース化し、(iii)公衆に配信し、また(iv)広告に利用する、米国内での非独占的な利用権を取得します。

権利者は、Google がこの利用権から得た収入の 63 パーセントの分配を受けることができます。Google は、和解に基づいて著作権管理を行う非営利の組織として登録機関（レジストリ）を設立し、レジストリが Google による利用からの収入の分配等の業務を行うことになっています。

Google が書籍等を(i)デジタル化する権利および(ii)データベース化する権利に関しては、著作権者は、Google に対して、その消去を求める権利を持ちます。ただし、消去の請求は、2011年4月5日以前に行う必要があります。それ以降は、消去の請求の時点でデジタル化されていない書籍に限り、この請求が可能です。

また、Google が書籍等を(iii)公衆に配信する権利および(iv)広告に利用する権利に関しては、著作権者は、いつでも Google に対してその使用を禁止することができます。

### (3) 和解からの除外と異議の申し立て

米国 Google ブック検索訴訟における「集団」の構成員は、当然に訴訟当事者として、和解の当事者になります。しかし、この「集団」の構成員から除外されることも、2009年5月4日以前に所定意思表示を行うことにより、可能です。「集団」の構成員から除外されることにより、独自に Google に対して訴訟を行うことも可能になります。

したがって、2009年5月4日以前に「集団」の構成員から除外されない限り、和解の当事者として和解内容に拘束されることとなります。ただし、「集団」の構成員にとどまりながら、和解内容に不満がある場合には、2009年5月5日以前に、ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所に書面で異議を申し立てることができます。

## 4. 日本に及ぼす影響

日本人の書籍は、ほとんど日本でしか出版されておらず、米国では流通していません。したがって、米国 Google ブック検索訴訟の和解の適用においては、「2009年1月5日を基準に絶版である書籍等」として扱われそうです。

あなたの書籍について米国 Google ブック検索サービスで配信されることを禁止するには、①2009年5月4日以前に所定意思表示を行って訴訟当事者から除外されたうえで、新たに Google に対して訴訟を提起することができます。また、②それ以降であっても Google に対して当該書籍の消去を求めることができます。ただし、消去の請求は、2011年4月5日以前に行なう必要があります。2011年4月6日以降における消去の請求は、Google がデジタル化していない書籍についてしか効力が認められません。さらに、③いつでも期限の制限なく、Google による著作物の配信および広告使用を禁止することができます。

## 5. ベルヌ条約上の問題

ベルヌ条約上は、著作権に対する権利制限や強制許諾制度の採用は、一定の

場合に制限されています。ところが、米国 Google ブック検索訴訟における和解は、ベルヌ条約加盟国の国民が米国で保有する著作権に対して、ベルヌ条約で許された制限を越えて強制許諾を与えるのと同様の効果を生じています。

その原因は、米国民訴法特有の集団訴訟（class action）の制度にあります。このような場合に、著作権制度上の問題ではなく民訴法の効果であるからベルヌ条約違反にならないと考えるのか、著作権に対する強制許諾の効果を生ずるからその限りでベルヌ条約違反を生ずると考えるのか、意見の分かれるところであらうと思われます。

しかし、米国 Google ブック検索訴訟で明らかになったところですが、米国では集団訴訟（class action）の制度を利用すればいくらかでも著作権に対する強制許諾が可能です。すなわち、今回著作権に対する強制許諾を生ずるという問題が偶発的なものにとどまらない可能性がある以上、ベルヌ条約違反を生ずると考えるべきように思います。

以上